

入札公告（機械器具設置工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

令和5年4月27日

分任契約担当官 陸上自衛隊山口駐屯地
第322会計隊長 依田 康宏

1 工事概要

- (1) 工事名 山口宿舎給湯設備取替
- (2) 工事場所 山口県山口市上宇野令（山口宿舎B棟）
- (3) 工事内容 本工事は、以下の工事を行うものである。
 - ア ガス風呂給湯器取付（壁貫通型8.2号）4台
 - イ 浴槽取付（FRP浅型1,100サイズ）4台
 - ウ 電源取付（接地ターミナル付コンセント2個口）4箇所
 - エ ガス風呂釜撤去（壁貫通型6.5号）4台
 - オ 浴槽撤去（FRP800サイズ）4台
 - カ 電源撤去（コンセント1個口）4箇所
- (4) 工期 令和5年8月31日まで。
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「機械器具設置工事」又は「管工事」で級別の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「機械器具設置工事」又は「管工事」に係る等級がC等級以上であること。
- (5) 平成20年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、国内における国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した同種工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。)(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計(以下「評定点合計」という。)が65点未満のものを除く。

また実績が、工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事(平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。)の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。
- (7) 次の基準を満たす主任技術者を当該工事に配置できること。
 - ア ガス可とう管接続工事監督者の資格又はこれと同等以上の資格を有する者
なお、「同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。これと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者であり、その旨を発注者に質疑し問題なく認められた者。
 - イ 平成20年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である(原則、着工から完成まで従事している。)
なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。
- (8) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時点までの期間に、中国四国防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」(防整施(事)第150号。28. 3. 31)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- (10) 中国四国防衛局管轄区域内(岡山県、広島県、山口県、鳥取県、島根県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県)に建築業法の許可(当該工事に対応する建設業種)に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (11) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- (12) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒753-8503 山口県山口市上宇野令784

陸上自衛隊山口駐屯地 第322会計隊

担当 田中

TEL 083-922-2281 (内線341)

FAX 083-922-2283 (直通)

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間

令和5年4月27日から令和5年5月19日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前8時30分から午後4時30分まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 交付場所

(1)の担当部局において交付を行う。交付を希望する場合は事前に連絡を行うこと。

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限 令和5年5月19日（金）午後17時00分

イ 提出方法 (1)の担当部局に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

(4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限及び提出期限 令和5年6月5日（月）午後17時00分

イ 提出方法 (1)の担当部局に持参又は郵送等する。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年6月6日（火） 午前11時00分

イ 場所 陸上自衛隊山口駐屯地 第322会計隊入札室

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金免除。ただし、落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上の金額を違約金として徴収する。

(3) 契約保証金免除。ただし、落札者は、銀行、契約担当官等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の保証を付するものとする。なお、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1（落札者が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回って、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を受けた場合は請負代金額の10分の3）以上とする。この納付をもって落札者が契約を履行しない場合の違約金として取り扱うこととする。

- (4) 入札の無効
次に掲げる入札は無効とする。
ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札
ウ 入札に関する条件に違反した入札
- (5) 落札者の決定方法は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (6) 配置予定主任技術者の確認落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の主任技術者の配置違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の主任技術者の変更を認めない。
- (7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。
- (8) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (9) 請負金額が300万円以上の場合、前払金保証証書の寄託を条件に、申請に基づき請負金額の10分の4以内の範囲内で前金払いに応ずる。ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を請負代金額の10分の2以内とする。
- (10) 専任の監理技術者等の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者等とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (11) 契約書作成の要否
「要」
- (12) 関連情報を入手するための照会窓口
上記3(1)に同じ。
- (13) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加
上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (14) 代表者以外での入札については入札までに委任状を提出すること。
- (15) 詳細は、入札説明書による。

山口宿舎給湯設備取替

名 称	山口宿舎給湯設備取替						
種 別	表 紙						
業務隊長	厚生科長	管理科長	厚生班長	営繕班長	施設管理	管 財	担 当
山口駐屯地業務隊管理科							

仕 様 書

1 作業名称

山口宿舎給湯設備取替

2 作業工期

契約締結日 ～ 令和5年8月31日

3 作業場所

山口県山口市上宇野令(山口宿舎B棟)

4 概 要

項 目	数量	単位	備考
ガス風呂給湯器取付(壁貫通型8.2号)	4	台	101号室 102号室 103号室 104号室
浴槽取付(FRP浅型1,100サイズ)	4	台	
電源取付(接地ターミナル付コンセント 2個口)	4	箇所	
ガス風呂釜撤去(壁貫通型6.5号)	4	台	
浴槽撤去(FRP800サイズ)	4	台	
電源撤去(コンセント 1個口)	4	箇所	

5 一般事項

- 本作業は、本仕様書、図面、公共建築工事標準仕様書及び監督官の指示に基づき誠実に作業すること。
- 図面又は仕様書に不明な事項、また疑義が生じた場合は、監督官と協議し、仕様書等に記載なき事項でも技術上必要なものは請負者の責任において良心的に施工すること。
- 作業の際、建物及び物品等に損傷を与えた場合、請負業者の責任において原形に復旧すること。
- 現場の納まり等で材料・取付工法の軽微な変更は監督官の指示により行うこと。なお、軽微な変更に伴う請負金額の変更はないものとする。
- 本作業に使用する材料は、すべて新品とし、材料等承認願を提出し、監督官の検査を受けた後使用すること。グリーン購入法適合、環境対応及びエコマーク等環境物品の使用に努めること。
- 作業完了後、作業場所及び周辺の後片付け及び清掃を実施すること。また、作業中であっても適時、整理整頓すること。

6 特記事項

- 本仕様書及び図面記載寸法は、標準寸法につき施工に際して細部を原寸確認し、各作業を実施すること。
- 本作業で使用する材料については出荷証明を提出すること。
- 作業日時及び、日程等については、必ず入居者及び監督官の許可を受けた後、実施すること。
- 作業日時は1箇所あたり1日とし、AM8:30～PM17:00までとする。
- 作業で発生する発生材(産業廃棄物含む)については分別し、駐屯地内指定場所まで運搬し官側に引継ぐこと。
- 使用材料については下記による。
ア ガス風呂給湯器
RUF-HE80SA 本体+浴室リモコン+シャワー混合水栓セット(シャワー固定金具共)(Rinnai同等品)
イ 浴槽
RPB-1112VWAR/L11-C (LIXIL同等品)
- ガス風呂給湯器に接続するガスホース及びシャワー混合水栓に接続する給水配管、給湯配管はメーカーの指定するものとする。
- 作業完了後、気密試験を行い漏洩がないことを確認し、報告書にまとめて提出すること。

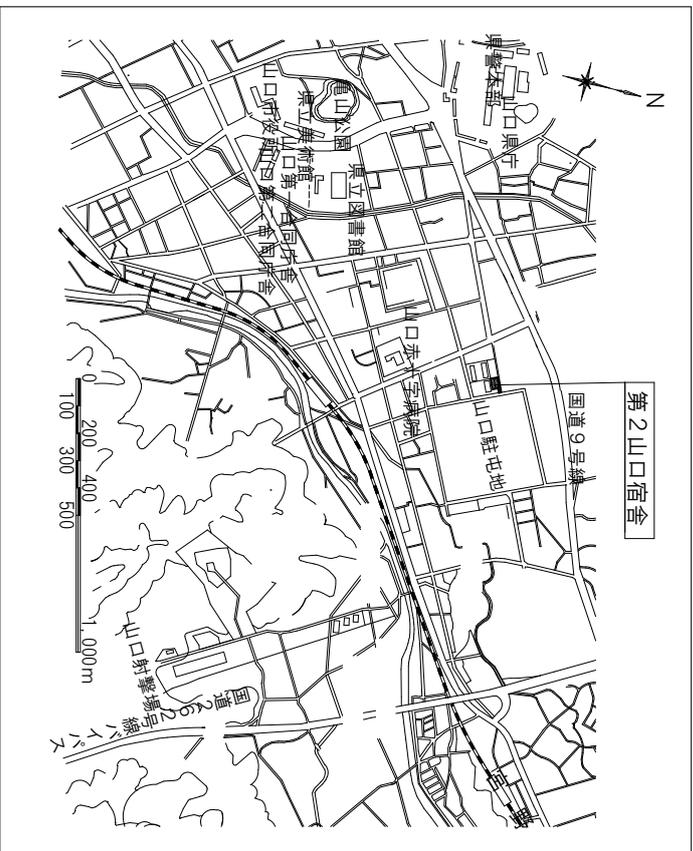
7 提出書類

本作業での提出書類は監督官の指示により、期限までに必ず提出すること。

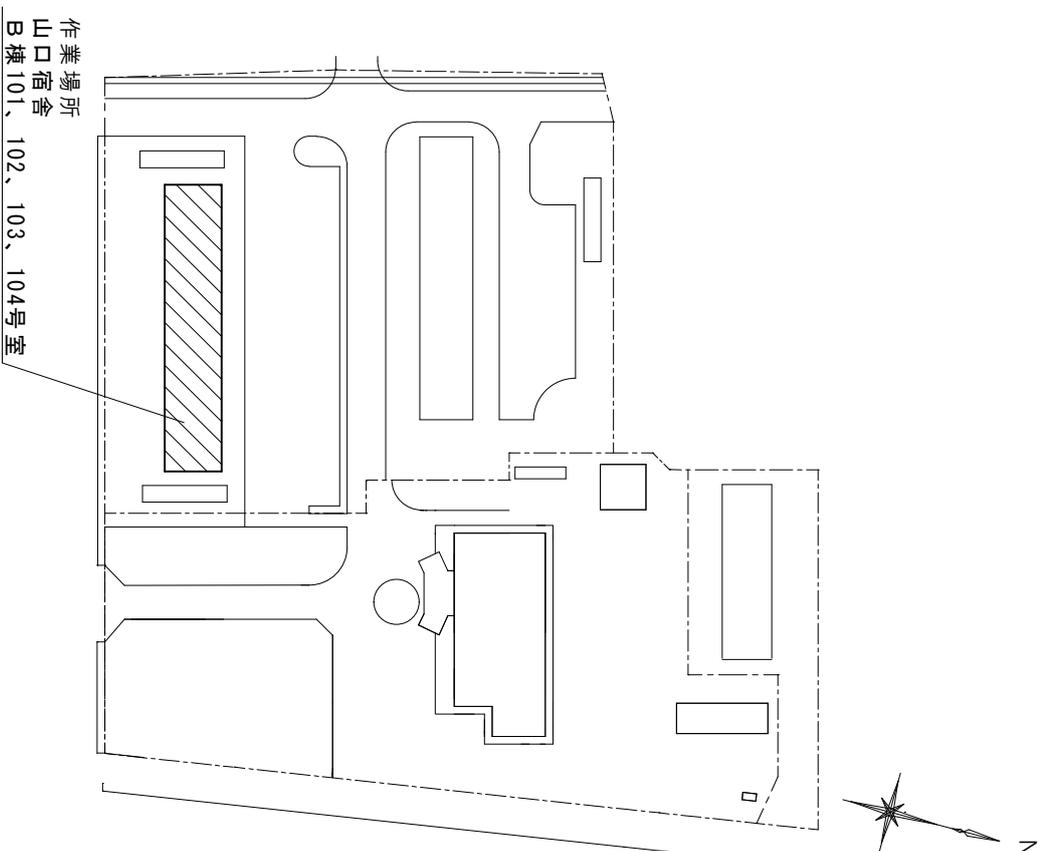
8 完成検査

本作業の完成検査は、作業完了後仕様書に基づき検査官が実施する。手直しが生じた場合速やかに手直しを実施し、再度検査を実施する。

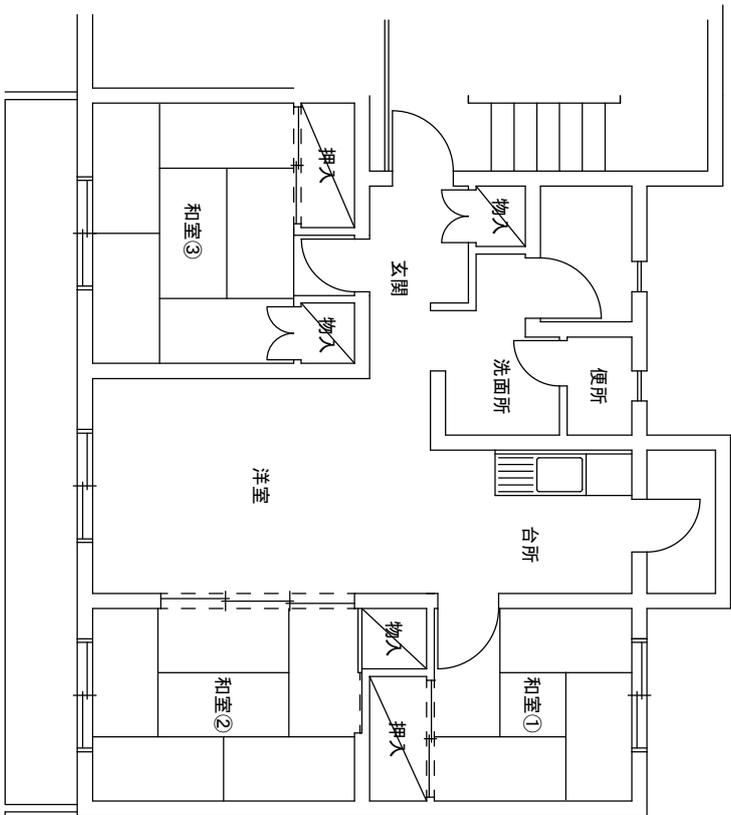
件名	山口宿舎給湯設備取替	
種別	仕様書	図番
	山口駐屯地業務隊管理科	1 / 4



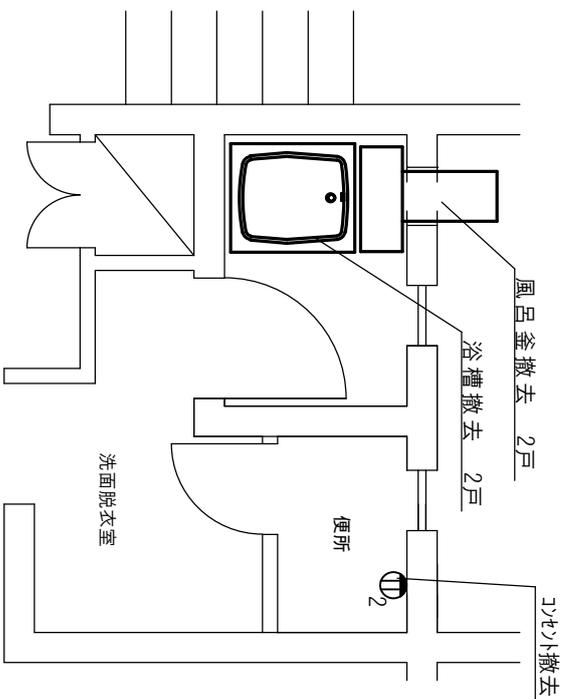
案内図 S=1/X



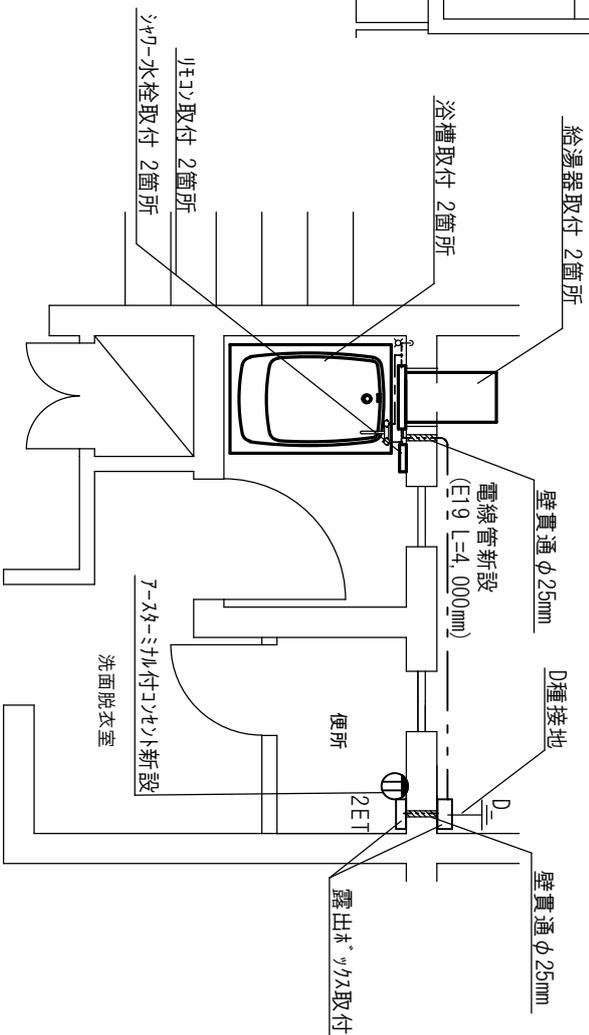
山口宿舎B棟配置図 1:1,000



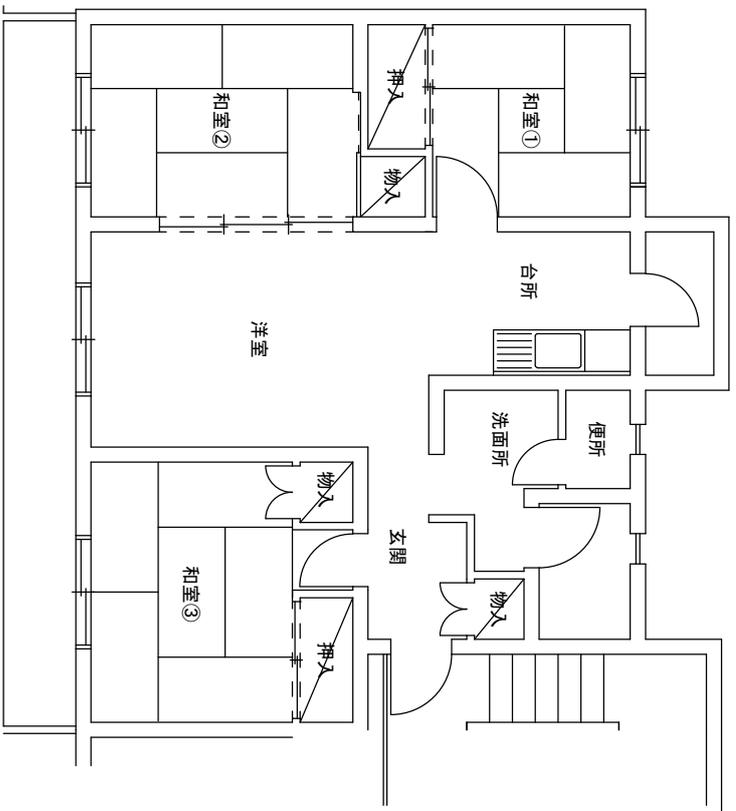
山口宿舎101、103号室平面図 1 : 100



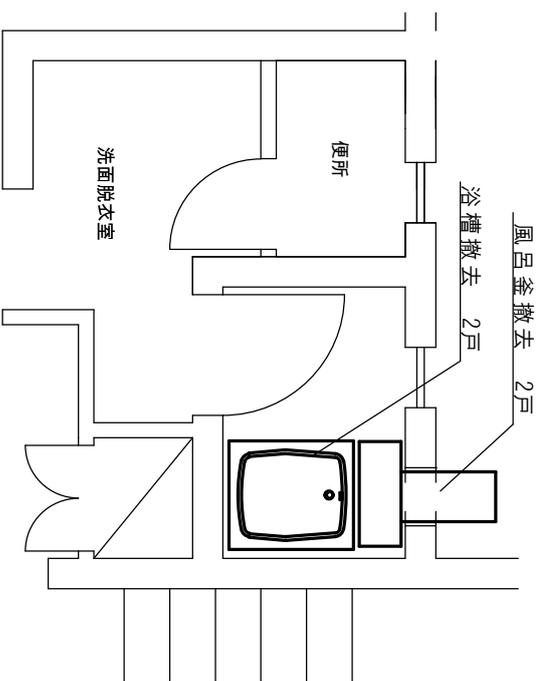
浴室詳細図 (改修前) 1 : 50



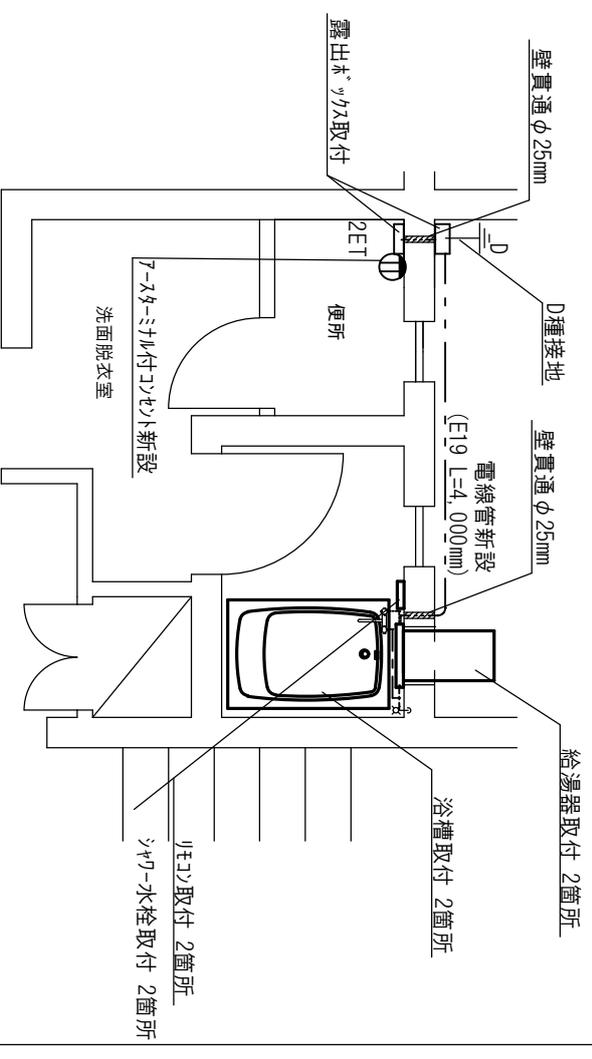
浴室詳細図 (改修後) 1 : 50



山口宿舎102、104号室平面図 1:100



浴室詳細図 (改修前) 1:50



浴室詳細図 (改修後) 1:50